

# 後期基本計画 第3次実施計画(案)の概要

- 1 計画策定過程・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画策定にあたって配慮した事項・・・・・・・・ 1
- 3 事業選定の視点（多額の経費を要する事業等）・・ 2
- 4 多額の経費を要する事業等の状況・・・・・・・・ 3

## 1 計画策定過程

年月日	内容
2月20日	策定要領の決定
4月16日	職員説明会の開催
4月17日～6月2日	各課で施策企画シート等の作成 (① 施策企画シート② 多額の経費を要する事業等シート)
6月23日～7月11日	各課ヒアリング
7月25日	市長方針を策定
8月13日・26日	政策調整会議
9月 8日	総合基本計画策定会議
9月17日	「後期基本計画第3次実施計画(案)」の決定
※ 以降は今後の予定	
9月30日	市政報告会
10月1日～10月31日	パブリックコメント
11月	議会、市民からの意見を踏まえて「計画(案)」の修正検討
12月	政策調整会議
27年1月	①総合基本計画策定会議 ②「後期基本計画第3次実施計画」の決定

## 2 計画(案)策定に係る考え方及び手法

後期基本計画第1・2次実施計画は、前期基本計画下の実施計画の考え方を変更し、後期基本計画で定めた「施策・基本事業のねらい(めざす姿)」を達成するために実施する主な事業として全ての事務事業を対象に事前評価を行い、記載する形としており、第3次実施計画でも、原則として策定の考え方、手法等を継続しています。

### 【策定の考え方・手法】

- ①「前期基本計画」における「実施計画」では、事業費500万円以上の事務事業を「実施計画事業」としてきましたが、事業費の多寡に関わらず、すべての施策について、目的(めざす姿)達成のための手段(事務事業)を明記しました。

- ②「協働で達成する計画」とするために、市民・事業者が役割を担うために行政がとる方策を明記しました（後期基本計画で掲げている「市民」及び「事業者」の役割分担の内容も併せて明記）。
- ③「目的を達成するために有効な手段の選択」という視点で、スクラップ&ビルドを行い、「目的達成のため、計画期間中に優先的に実施する」とした事務事業を掲げました。
- ④「後期基本計画」に掲げる4つの重点政策「福祉」「教育」「安全・安心」「魅力あるまちづくり」及び7月に策定した「市長方針」に重点を置きました。
- ⑤事務事業の選択にあたって、行政評価の事前評価を行いました。
- ⑥後期基本計画に掲げた「施策の成果目標値」の平成27年度目標値の達成に配慮しました。
- ⑦計画のレイアウトは、計画のページ数が多くならないよう、各施策・基本事業の内容や達成するための手段等を一つのページ内に収まるようにしました。
- ⑧「多額の経費を要する事業等」について、分野別計画には事業費及び概要のみを記載し、詳細な財源内訳は、「第3章 多額の経費を要する事業等の詳細」にまとめる形としました。

### 3 多額の経費を要する事業等の選定の主な視点

#### (1) 行政評価の事前評価

第2次実施計画と同様に「策定要領」に示した7つの評価項目に加え、第3次実施計画でも「市長方針」の項目を加えた全8項目に基づき評価を行い、評価点の合計を算出、計画への計上については、この優先度が高いものから選定しました。

#### 【8つの評価項目】

- |       |        |        |          |
|-------|--------|--------|----------|
| ①重点政策 | ②市民ニーズ | ③有効性   | ④行政関与妥当性 |
| ⑤投資効果 | ⑥緊急性   | ⑦国県等動向 | ⑧市長方針    |

#### (2) 「中期財政見通し」で推計した一般財源等

策定要領で示したとおり、持続可能な行財政運営を担保するため、策定にあたっては中期財政見通しを踏まえることとしており、企画財政課素案への計上にあたっては、中期財政見通しで推計した一般財源及びその他特財の額をベースとしました。

#### (3) 基金の活用

平成26年度9月補正予算案の状況を踏まえ、各基金の活用を図りました。

## 4 多額の経費を要する事業等の状況

《 》：第2次実施計画当初策定時

### (1) 各所属所からの要求

要求事業数 97 事業 (新規 29、継続 68)  
 《114 事業 (新規 38、継続 76)》  
 要求事業費 34,635,272 千円  
 《30,600,093》千円

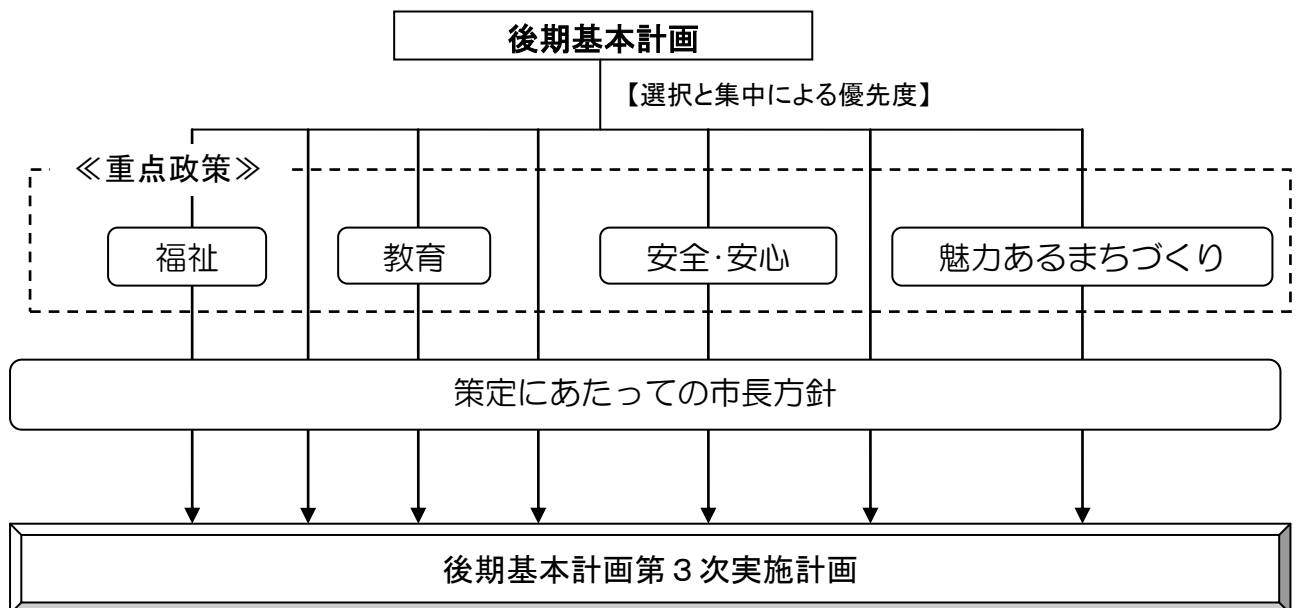
### (2) 「後期基本計画第3次実施計画」計上事業

事業数 78 事業 計上率 約 80.4% (新規 16、継続 62)  
 《86 事業 計上率 約 75.4% (新規 21、継続 65)》  
 事業費 21,868,326 千円 計上率 約 62.8%  
 《22,480,221 千円 計上率 約 73.5%》

### (3) 事業計上にあたってのポイント

後期基本計画下の実施計画の策定にあたっては、後期基本計画で定めた4つの重点政策に基づき、「選択と集中」により事業選定を行うことを基本としており、第3次実施計画についても、この考え方に基づき、事業の選定を行いました。

また、第3次実施計画では、第2次実施計画と同様に、特徴をもった計画とするため、「策定にあたっての市長方針」を定め、これに基づいた、事業の選定も行いました。



#### (4) 重点政策及び市長方針に基づき、計上した主な事業

##### 《重点政策－①》

##### 【福祉】(誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくれます)の主な事業

###### ①認定こども園整備助成事業(こども課)【別冊P2】《新規》

平成29年度に開園予定の認定こども園(定員90名)に対し、整備費の補助を行う。また、運営に要する経費となる給付費の支給や補助を行うもの。

###### ②地域型保育整備助成事業(こども課)【別冊P2】

平成27年度の6ヶ所の地域型保育事業に加え、平成28年度及び平成29年度の開始に向けてそれぞれ1ヶ所の整備費の補助を行う。また、運営に対する経費となる給付費の支給や補助を行うもの。

###### ③民間保育所整備助成事業(こども課)【別冊P3】

平成28年度開園予定の保育所(定員120名)の整備費の補助を行う。また、運営に対する経費となる委託費の支給や補助を行うもの。

###### ④保育園改修事業(こども課)【別冊P3】

公立保育園の長寿命化を図るため、老朽化した鎌ヶ谷保育園遊戯室及び全保育園のトイレの改修を行うもの。

###### ⑤子ども医療費助成拡大事業(こども課)【別冊P4】

児童の通院に対する医療費について、中学校3年生までの助成を引き続き行うもの。

###### ⑥放課後児童クラブ整備・改修事業(こども課)【別冊P4】《新規》

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、放課後児童クラブの施設整備・改修等を行うもの。

###### ⑦(仮称)東部地区児童センター設置事業(こども課)【別冊P5】《新規》

未整備となっている東部地区に児童センターを整備するもの。

###### ⑧児童センターリニューアル事業(こども課)【別冊P5】《新規》

南児童センター及び中央児童センターのリニューアル化を図るもので、主に次の改修を行うもの。

南児童センター …トイレ更新、つどいの広場実施ルーム等の改修

中央児童センター…トイレ及び空調設備の更新、外壁等の改修、全室の照明・天井・内装・床等の改修

###### ⑨歯科検診台更新事業(健康増進課)【別冊P6】《新規》

歯科検診台2台とエアーコンプレッサー1機を新規に購入して入れ替えるもの。

## ◀重点政策－②▶

### 【教育】(人間性豊かな子ども育成環境をつくります)の主な事業

- ①義務教育施設維持補修事業(教育総務課)【別冊P13】  
新築・改修後一定期間経過した小中学校の施設及び設備について、劣化の状況、学習環境の整備等を総合的に勘案した上で改修工事を実施するもの。
- ②義務教育施設空調設備設置事業(教育総務課)【別冊P13】  
全中学校の普通教室・特別教室等に空調設備を設置するもの。
- ③通学路整備事業(学校教育課・道路河川整備課)【別冊P14】  
交通安全施設の整備(ガードレール・路側帯等)、防犯灯の設置、用地測量・買収・物件補償等を含めた通学路整備を行うもの。

## ◀重点政策－③▶

### 【安全・安心】(安全に暮らせる社会システムをつくります)の主な事業

- ①児童生徒安全パトロール事業(学校教育課)【別冊P26】  
児童生徒が犯罪に巻き込まれやすい下校時から夕方までの間(13時～18時30分)、通学路を中心としたパトロールを行うもの。
- ②夜間防犯パトロール(安全対策課)【別冊P27】  
水曜日から日曜日の犯罪の発生しやすい夜間(21時～5時)にパトロールを実施するもの。
- ③避難所備蓄倉庫整備事業(安全対策課)【別冊P27】  
地域防災計画に基づき、22箇所ある避難所の備蓄倉庫に災害における想定避難所生活者等の食糧、毛布、飲料水袋等の備蓄品を備蓄するもの。
- ④市庁舎免震改修事業(契約管財課)【別冊P28】  
耐震診断及び工法検討の結果を踏まえ、免震改修工事を行うもの。
- ⑤消防本部庁舎建替事業(消防総務課)【別冊P28】  
現行の消防本部庁舎を維持しながら、消防本部及び中央消防署敷地内に新たな消防本部庁舎を建設し、新庁舎建設後、機能に移転し現行庁舎の取り壊しを行うもの。
- ⑥くぬぎ山消防署建替事業(消防総務課)【別冊P29】  
現行のくぬぎ山消防署庁舎を維持しながら、現行庁舎隣接地を購入したのちに新庁舎を建設し、新庁舎建設後、機能に移転し現行庁舎の取り壊しを行うもの。
- ⑦消防車両更新事業(消防総務課)【別冊P29】  
鎌ヶ谷市消防車両更新計画に基づき、災害活動に必要不可欠な消防車両を計画的に更新するとともに、最新の車両用積載品を整備するもの。
- ⑧中央消防署改修事業(消防総務課)【別冊P30】  
公共施設の長寿命化に関する基本方針に基づき、中央消防署の外壁改修を行うもの。
- ⑨消防団装備品整備事業(警防課)【別冊P30】◀新規▶  
消防団の装備品について、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」による消防団装備品の更新及び日本防災協会認定品への防火衣の更新を行うもの。

## ◀重点政策－④▶

### 【魅力あるまちづくり】(魅力あふれるまちづくりを進めます)の主な事業

- ①新鎌ヶ谷駅周辺地区市街地整備促進事業(都市計画課)【別冊P32】  
新鎌ヶ谷地区の回遊性、安全性、利便性向上を図るため、南北自由通路及び歩道、車寄せの用地を購入し、整備を実施するもの。
- ②都市軸形成促進事業(都市計画課)【別冊P32】  
地元組織「けやきネット」で策定した初富駅周辺整備構想案を取りまとめ構想とし、この構想を基に初富駅の駅前広場の整備を実施するもの。
- ③近隣商業拠点整備事業(都市計画課)【別冊P33】  
駅利用者の利便性・安全性の向上を図るため、市民協働で策定した北初富駅周辺地区整備構想に基づいて、整備を実施するもの。

## ◀市長方針▶

### 市長方針に基づき、新規計上及び拡充した主な事業

- I. 地震・災害に強い街づくり
- II. 子育て世代にやさしい街づくり
- III. 高齢者が安心して暮らせる街づくり
- IV. 「文教都市」として、文化・スポーツが盛んで、緑あふれる街づくり
- V. 未来を見据えた街づくり

※重点政策①～④に基づき計上した事業は省略しております。

- ①(仮称)北中沢ゲートボール場用地購入事業(高齢者支援課)【別冊P1】◀新規▶  
現在、ゲートボール場用地として使用している土地を、千葉県企業庁から購入するもの。
- ②きらり鎌ヶ谷市民会館整備事業(生涯学習推進課)【別冊P7】  
きらり鎌ヶ谷市民会館利用者の利便性向上を図るため、駐車場整備に向けた近隣の用地購入を行うもの。
- ③多目的グラウンド整備事業(文化・スポーツ課)【別冊P9】  
第二のスポーツ拠点として弓道・アーチェリー場やみんなのスポーツ広場等がある中沢地区に多目的グラウンドを整備するもの。
- ④陸上競技場改修事業(文化・スポーツ課)【別冊P10】  
市営陸上競技場のトラック、フィールド、メインスタンド等の改修工事を行うもの。
- ⑤自治会集会所整備助成事業(市民活動推進課)【別冊P15】  
「鎌ヶ谷市自治会集会所の新築等に係る補助金交付基準」に基づいて、補助金を交付するもの。
- ⑥住宅耐震改修促進事業(建築住宅課)【別冊P18】  
耐震診断費及び耐震改修工事費の一部を補助するとともに、無料耐震相談会を実施することで、耐震化の促進を図るもの。

**⑦地区公園整備事業(公園緑地課)【別冊P19】**

栗野地区公園(第2期整備区域)の開園するため、斜面地や休耕田を取得し、2.7haの実施設計及び施設整備を行うもの。

**⑧街区公園整備事業(公園緑地課)【別冊P20】**

東道野辺ふれあいの森及び東中沢ふれあいの森の用地を取得し、整備を行うもの。

**⑨準用河川整備事業(道路河川整備課)【別冊P21】**

台風等に備えた浸水対策の強化を図るため、準用河川二和川の護岸改修や整備、拡幅等を行うもの。

**⑩雨水貯留池整備事業(道路河川整備課)【別冊P22】**

浸水被害の軽減に必要な河川調節池の整備と流出抑制を目的とした貯留池の整備を行うもの。

**⑪公共下水道事業(下水道課)【別冊P24】**

公共下水道(污水)の整備を進め、普及率を向上させるとともに、適切に維持管理を行うもの。

**⑫主要市道整備事業(道路河川整備課)【別冊P34】**

道路利用者の安全性、利便性の向上を図るため、経年劣化した主要市道の歩道整備・舗装改良を行うもの。

**⑬新鎌ヶ谷西側地区都市計画道路整備事業(道路河川整備課)【別冊P35】**

都市計画道路3・3・16号新鎌ヶ谷南線及び都市計画道路3・4・10号中沢北初富線(新鎌ヶ谷・交差部)の用地買収を行い、本工事を施工するもの。

**⑭新京成線連続立体交差事業(道路河川整備課)【別冊P38】**

平成29年度完成に向け、事業主体である千葉県に対して地元負担金を支払うもの。

**⑮コミュニティバス運行助成事業(都市計画課)【別冊P38】**

コミュニティバスを運行する事業者に、運行にかかる補助金を支出するもの。また、28年度からの土日の運行を基本に、増便も視野に入れながら検討を進め、利用者の利便性の拡充を図るもの。

**⑯観光振興促進事業(商工振興課)【別冊P41】**

鎌ヶ谷市観光ビジョンに基づき、既に認知度が高い地域資源である「鎌ヶ谷大仏」「ファイターズタウン鎌ヶ谷」「梨」の3大コンテンツ間の回遊性向上等を目的としたリーディングプロジェクト、「札幌観光イベント」「名護観光イベント」等の各種観光振興事業を行うもの。

**⑰企業誘致基本計画推進事業(商工振興課)【別冊P41】**

鎌ヶ谷市企業誘致基本計画に基づき、市の魅力や立地するメリットなどの情報発信や進出事業の用地確保を支援する仕組み等の各種企業誘致事業を行うもの。



(5) 第3次実施計画で計上した事業のうち、経常的経費へ移行する事業

「事業経費から経常経費への移行の考え方」（平成25年11月21日市長決裁）に基づき、次の2つの事業を経常的経費へ移行します。

- ① 特別支援教育推進事業
- ② つどいの広場実施事業

参考：後期基本計画第3次実施計画に係る総括表（多額の経費を要する事業等）

(1) 各所属からの要求時

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	計画期間合計	単年度平均
総事業費	7,492,142	8,227,674	7,002,625	6,012,208	5,900,723	34,635,372	6,927,074
国庫	421,045	599,859	816,469	776,349	636,477	3,250,199	650,040
県費	221,401	369,790	177,791	157,421	152,755	1,079,158	215,832
市債	3,705,280	3,981,135	2,025,333	1,748,874	1,784,274	13,244,896	2,648,979
特定財源	208,100	337,060	425,060	383,000	234,200	1,587,420	317,484
一般財源	2,936,316	2,939,830	3,557,972	2,946,564	3,093,017	15,473,699	3,094,740
						<b>特定財源と一般財源の合計</b>	<b>17,061,119</b>
							<b>(A)</b>

(2) 第3次実施計画(案)計上時(経常経費への移行前)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	計画期間合計	単年度平均
総事業費	5,897,128	5,461,075	4,754,453	3,148,723	2,840,377	22,101,756	4,420,351
国庫	387,756	388,394	621,210	522,735	472,987	2,393,082	478,616
県費	221,401	369,790	177,791	157,421	152,755	1,079,158	215,832
市債	3,014,200	2,644,000	1,715,600	663,000	508,400	8,545,200	1,709,040
特定財源	247,900	299,700	601,000	340,000	261,800	1,750,400	350,080
一般財源	2,025,871	1,759,191	1,638,852	1,465,567	1,444,435	8,333,916	1,666,783
						<b>特定財源と一般財源の合計</b>	<b>10,084,316</b>
							<b>(B)</b>

(3) 差額・・・(1)-(2)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	計画期間合計	単年度平均
総事業費	△ 1,595,014	△ 2,766,599	△ 2,248,172	△ 2,863,485	△ 3,060,346	△ 12,533,616	△ 2,506,723
国庫	△ 33,289	△ 211,465	△ 195,259	△ 253,614	△ 163,490	△ 857,117	△ 171,423
県費	0	0	0	0	0	0	0
市債	△ 691,080	△ 1,337,135	△ 309,733	△ 1,085,874	△ 1,275,874	△ 4,699,696	△ 939,939
特定財源	39,800	△ 37,360	175,940	△ 43,000	27,600	162,980	32,596
一般財源	△ 910,445	△ 1,180,639	△ 1,919,120	△ 1,480,997	△ 1,648,582	△ 7,139,783	△ 1,427,957
						<b>特定財源と一般財源の合計</b>	<b>-6,976,803</b>
							<b>(B)-(A)</b>

(4) 経常的経費へ移行後

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	計画期間合計	単年度平均
総事業費	5,849,017	5,414,781	4,708,172	3,102,401	2,793,955	21,868,326	4,373,665
国庫	381,717	382,422	615,288	516,813	467,065	2,363,305	472,661
県費	218,167	366,623	174,674	154,304	149,638	1,063,406	212,681
市債	3,014,200	2,644,000	1,715,600	663,000	508,400	8,545,200	1,709,040
特定財源	247,900	299,700	601,000	340,000	261,800	1,750,400	350,080
一般財源	1,987,033	1,722,036	1,601,610	1,428,284	1,407,052	8,146,015	1,629,203
						<b>特定財源と一般財源の合計</b>	<b>9,896,415</b>